

6. 関係者の意見等

6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

(1) 実施状況

本明川ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成 25 年 6 月 5 日までに検討の場を 2 回開催した。

平成 22 年 12 月 24 日に開催した、検討の場準備会において確認された検討の場の規約を P. 6-3 に示す。

また、これまでの検討の場の開催状況は、P. 1-6 の表 1. 2-2 検討の場の実施経緯を参照。

(2) 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

○平成 25 年 3 月 18 日に開催した検討の場（第 1 回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下の通りである。

〔長崎県〕長崎県知事代理 村井土木部長

- ・依然として昭和 32 年の諫早大水害に対する対応ができていないことから、本明川における治水対策は喫緊の課題である。
- ・昨年の九州北部豪雨のような豪雨がいつ長崎で降ってもおかしくない状況であることから、治水対策を鋭意進めて頂きたい。
- ・流水の確保を含め魚介類を中心とした水の確保は非常に大事なことと考えている。

〔諫早市〕宮本市長

- ・本明川は気象学的に豪雨が発生しやすい地域であり、急流河川で流速が速く上流に降った雨が 30 分程度で市街地に流れ込む非常に危険な河川である。また、地形条件から洪水時の流れが非常に速いため河川をオーバーフローすると被害も大きくなり、人命に関わることとなる。
- ・昭和 32 年の大水害のあとに抜本的な対策としての引堤が検討されたが、これ以上引堤をすると市街地が成り立たなくなってしまうことから断念しているという過去の経緯も踏まえて検討頂きたい。
- ・本明川は諫早市街地を 2 つに分断していることから、橋梁が多いが、その橋梁を 15 橋も架け替える計画は現実性が薄いと考えている。
- ・遊水地及び河道外貯留施設が計画されている箇所は、水田地帯であり、また、水源地域が含まれているため実現性は非常に難しいと考えられる。
- ・渇水時には公園堰でほとんどの水が農業用水として取水されるため、下流にはほとんど水が流れなくなり、魚類に影響を及ぼすような状況を繰り返してきており、維持用水の確保と農業用水の確保、景観の面からも維持用水の確保に努めて頂きたい。

- ・萱瀬ダムは、大村市、長崎市が水利権を有しており、萱瀬ダムからの水を大村市を導水して持ってくることは難しいと考えられる。

○平成 25 年 6 月 5 日に開催した検討の場（第 2 回）において検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下の通りである。

〔長崎県〕長崎県知事代理 村井土木部長

- ・治水面においては、時間的な観点から見た実現性の検討として、本明川ダム案は、他の案と比べて早めに効果が出ることから本明川ダムが有効であるといえる。
- ・昭和 32 年の諫早大水害で 500 名を超えるような被害があり、昭和 57 年、平成 11 年にも被害が発生している。また、治水面はもとより、平成 6 年渇水では魚が斃死するなどの被害が発生しているため正常流量の観点からも、この両方を解決する手段として本明川ダムが有効であると思っている。
- ・河川管理者としての県の立場では、JR 橋から上流の県区間については昭和 32 年の大水害以降、暫定的な河川改修を終えているが、計画規模の洪水には対応できていないことから、当該区間に治水効果がある本明川ダムによる対策を進めて頂きたい。
- ・環境アセスについては、本明川ダムは湛水面積が 30ha 以上であるため、長崎県の環境影響評価条例によるアセスであり、県条例では今回のようなダム規模の縮小に関するものについては、その手続きのやり直しということにはならない。

〔諫早市〕宮本市長

- ・治水対策案の 6 案について、それぞれに評価を頂いているが、河道掘削案では 15 橋もの橋の架替えが生じること、その他の貯水池案、放水路案についても地形特性から難しいと考えており、今回、詳細に評価をして頂き、ダム案が最も有利となったこと、他の案に比べて短期間に完成が見込めることは妥当と考えている。また、いろいろな方法はあるが、諫早の地形、諫早の特性からダム案が最適と思っている。
- ・本明川は河川水位の急激な上昇がある河川であり、加えて距離が 28 k m と短く、山から一気にかけ下るという特徴がある。一方で渇水になると途端に水が枯れた川になるという特性も持っている。平成 6 年の渇水時には、公園堰からの農業用水の取水により堰下流に水が流れない状況が生じ、水温が上昇して魚が斃死する被害が発生している。また、同様に農業用水も不足しており、他のところから融通するなどの対応を行っている。このように出水も早い水が枯れるのも早いという本明川の特性をふまえて、流水の正常な機能の維持のため適正な対応を行って頂きたい。
- ・洪水調節及び流水の正常な機能の維持のためには本明川ダムが一番適切だと考え

ている。

- ・今回の利水の中止により、水没予定地の方々をはじめ、関係者に迷惑をかけたが、今後、速やかに検証作業を進めていただき、洪水調節、流水の正常な機能の維持を目的とした本明川ダムとして早期に結論を出して頂きたい。

「本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」 規約

(名称)

第1条 本会は、「本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体（国土交通省九州地方整備局）による本明川ダム建設事業の検証に係る検討を進めるにあたり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

(検討の場)

第3条 検討の場は、別紙－1で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。

(情報公開)

第4条 検討の場は、原則として公開する。

- 2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、希少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 検討の場の事務局は、国土交通省九州地方整備局に置く。

- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年12月24日から施行する。

別紙－ 1

「本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

長崎県知事

諫早市長

【検討主体】

九州地方整備局長

(注) 構成員および検討主体については、代理出席を認めるものとする。

6.2 パブリックコメント

本明川ダム建設事業の検証において、検討の参考とするため、主要な段階でパブリックコメントを行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下の通りである。

6.2.1 意見募集の概要

(1) 意見募集対象

- 1) 提示した複数の対策案（治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案）以外の具体的な対策案の提案
- 2) 複数の対策案（治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案）に係る概略評価及び抽出に対する意見

(2) 募集期間

平成 25 年 3 月 19 日～平成 25 年 4 月 17 日（30 日間）

(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、回収箱への投函のいずれかの方法

6.2.2 意見募集結果の概要

(1) 意見提出者

- ・ 7 名（個人）のご意見を頂いた。

◆年代別にみた意見数の割合

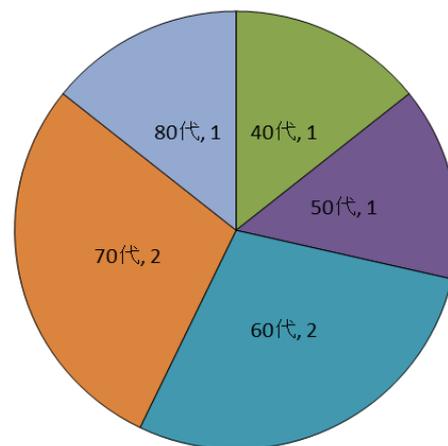


図 6.2-1 意見提出者の内訳

(2) 意見概要

- 1) パブリックコメントに寄せられたご意見については、これらのご意見に対する検討主体の考え方を整理し、本明川ダム建設事業検証の参考とした。寄せられた意見については以下に示す。

表 6.2-1

寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
	<p>1. 検証について</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム以外の治水対策を様々な角度・視点から検討し、提案したことを高く評価する。 対策案については過去流域委員会で結論が出されたと思うが法的手続きで評価を行い結論が出されたものは一体何だったのか。 検討を何時までするのか、治水を主にするならばすぐにでも手を打つべきだ。 昭和32年大水害後、長年にわたる治水対策により何とか川の氾濫を防止しているが、地球温暖化等による異常気象の中で予想が出来ない大洪水の発生も懸念されており、治水対策は喫緊の課題になっている。 ダム施設を整備計画の骨子にするのではなく、26方策を総合的に対策を策定していただきたい。 福岡県の小石原川ダムなどや批判の高い石木ダム建設も継続の判断がなされた。 ダム案の諸元、コスト等を提示せず、パブリックコメントを実施した国交省の姿勢を問題視する。 結論が先あって、諸々の理屈は後から付ける様に思える。内容を決定前に住民に知らせない検証でよいのか。 ダム案を含め、治水対策案の評価にあたっては、考えられる治水案を採用しない事で回避される事やものの価値を別途計算に入れるべき。 この3年半検証もなく、今後の予定もないが、国交省は本明川ダム建設をあきらめていない様に思える。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の本明川ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 治水対策案の検討については、同細目において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されており、これに基づいて、「本明川ダムを含む治水対策案」と「本明川ダムを含まない治水対策案」の検討を行っています。 また、同細目において「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせる」とされており、「本明川ダムを含まない治水対策案」については、上記の26方策を組み合わせることにより、幅広く16案を立案しています。 検証に係る検討に当たっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を講じることが重要であり、検討過程においては主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集することとしています。 今回のパブリックコメントは、主要な段階の一つとして、複数の対策案を立案した段階として実施したのですが、このほか、河川法第16条の2(河川整備計画)に準じて、対応方針の原案を作成しようとする場合に関係住民等の意見を聞くこととしております。 評価に当たっては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「従来のダムの代替案検討においては、安全度、コスト、地域社会への影響の観点で検討されることが多かったが、今回個別のダムの検証を行う場合には、同細目において、立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)定量的に評価できないものにおいても数値を用いて定量的に評価できないものはどのような差があるかをできる限り評価すること」とされており、これに基づき評価を行うこととしております。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「個別ダムの検証における新規利水の観点からの点検に当たっては、まず、検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意志があるか、開発量として何m³/s必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要の点検・確認を要請する。その上で、(略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されております。 これに基づき、平成22年12月に利水参画者である長崎県南部広域水道企業団に確認を行ったところ、平成23年2月及び平成23年6月に、しばらくの猶予を依頼されたことから回答をお待ちしていたところです。

表 6.2-2

寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2. 治水対策について		
ダム案に関するご意見		
	<p>【ダムの必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水によって市民の生命が失われないように治水対策を講じることが肝要であり、具体策としては本明川ダムの建設が適切である。 ダムは洪水対策に一定の効果はあると考えられることから 100 パーセント悪いとは言えない。 ダムの規模はあくまでも治水としての機能を優先し利水は他の方法によって講じるべき。 <p>【ダムの位置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在位置でのダム建設でピークカット効果に疑問がある。 ダムは満水位になれば放水しなければならず、新たに浸水・洪水が起りえる。 <p>【ダムの型式等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地質の関係からコンクリートダムは適さないもので、ダム形式をロックフィルダムとしていたのではなかったか。何故、台形 CSG に変わったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の本明川ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されており、これに基づいて、「本明川ダムを含む治水対策案」と「本明川ダムを含まない治水対策案」の検討を行っています。 本明川ダムは本明川水系河川整備計画（平成 17 年 3 月策定）において、基準地点裏山において、河川整備の目標流量 1,070m³/s に対して、本明川ダムの洪水調節により 290m³/s の流量を低減し、河道整備流量である 780m³/s が流下できるようにすることとしています。 本明川ダムの位置は、これまでの調査をふまえ、基準地点裏山での洪水調節効果を確保できる地点を選定しています。 一般に、目標を上回る洪水が発生した場合でも、ダムから放流される量がダム貯水池に流入する流量を超えることはありません。このため、本明川において、洪水のピーク流量は、ダムが無い場合に比べ、ダムがある場合の方が大きくなるようなことはありません。 本明川ダムは、当初、地形、地質等を勘案しロックフィルダムで計画していましたが、平成 17 年 3 月の本明川水系河川整備計画策定において、最新の調査検討結果及び設計成果を反映し、工期短縮、コスト縮減、環境への配慮の観点からダム型式をロックフィルダムから台形 CSG ダムへ変更しています。

表 6.2-3

寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2. 治水対策について (続き)		
ダム案に関するご意見		
	<p>【ダムの堆砂等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム建設予定地上流には流出する土砂に対する対策がされておらず、排土不能な方式の本明川ダムは短寿命にならざるを得ない。 「戦後多良山系で多数の砂防ダムを作ったが数年で埋まり効果がなかった。」と聞いたことがある。人工物万能より、大自然との共存姿勢が肝要。 もろい山系でダムに流れ込む土砂の排出策がなく国土保全に有効な「森林の保全」との共存姿勢もない。 <p>【維持管理について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム建設には巨額の費用と維持管理費がかかり、耐用年数がくると壊して作り変えなければいけません。50年後、100年後に国に建替え費用がなければ、危険なダムを使い続けることになりかねません。 将来の世代に維持管理が容易なインフラを残すことはとても大切で私たちの使命といえる。 これからの世代、子孫たちのために、正しい選択をしてほしい。巨額な維持管理費がかかるダムより、安価な方法で安全を追求するべきであり、これにより自然環境ものこせる。 <p>【環境の負荷について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本明川ダムは巨大な構造物であることから自然を壊すことには間違いない。 ダムが出来た場合、ダム湖で富栄養化した水が有明海にそそぐことでの赤潮等の発生を漁民の方々も心配している。 上流にダムを造ると、巨大なコンクリートの構造物と富栄養化で淀んだダム湖が出来ると本明川は諫早の母なる川というより、ただの用水路と化してしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ダムの堆砂については、国土交通省河川砂防技術基準において、「堆砂容量は、100年間の推定堆砂量をとることを標準とする(略)」とされており、これにより、本明川ダムの堆砂容量を定めています。 ダムの堆砂計画に関しては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「基本計画等の作成または変更から長期間が計画しているダム事業については、必要に応じ、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う」と規定されており、これに基づき堆砂計画の点検を行うこととしています。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「良質な森林からの土砂流出は少なく、また風倒木等が河川に流出して災害を助長することと等があるために、森林の保全と適切な管理が重要である(略)」とされており、森林の保全により土砂流出が抑制されるなど流域管理の観点から推進を図る努力を継続するものとしてすべての治水対策案において共通の方策として見込んでおります。 評価軸の検討にあたり、コストについては、「完成までに要する費用」だけでなく、「維持管理に要する費用」に要する費用を見込むこととしています。 なお、ダムの堤体については、適切な維持管理を行うことにより永続的に使用する計画となっています。 自然環境への影響に関しては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)7)環境への影響(略)イ)水環境に対してどのような影響があるか(略)ロ)生物多様性の保護及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか(略)ハ)土砂流動がどう変化し、下流河川、海岸にどのように影響するかと規定されており、これに基づき検討を行うこととしています。 なお、本明川ダムは、平成20年6月より長崎県条例に基づき環境影響評価の手続きを開始し、平成21年10月に本明川ダム環境影響評価準備書に対する知事意見が提出されたところであります。

表 6.2-4

寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2. 治水対策について (続き)		
ダム案以外の対策案に関するご意見		
	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供や高齢者、聴覚障害者などサイレン等を聞き逃すかもしれません。 ・ダム建設ですべての災害が無くなるという誤解を与えることが最も危険であるため減災の観点を強めるべき。 <p>【対策案以外の具体的対策案の提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提示された代替案以外で具体的に提案できるものはない。 ・本明川 7k000 付近から 3k400 付近迄の本川河川敷下に必要相当断面の放水路（暗渠）を建設する。呑口は、他の放水路案と同様とし、吐口は傾斜させて河川敷上に開口してはどうか。 <p>・支川半造川において例年危険水位近くに達する埋津橋付近から取水し、調整池へ放水出来る排水施設を建設すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・皆様から頂いた貴重なご意見は今後の河川整備にあたっての参考とさせていただきます。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されており、これに基づいて、「本明川ダムを含む治水対策案」と「本明川ダムを含まない治水対策案」の検討を行っています。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案は、以下の1)～26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせる」とされており、「本明川ダムを含まない治水対策案」においては、上記の26方策を組み合わせることにより、幅広く16案を立案しています。 ・トンネル構造の放水路については、国土交通省河川砂防技術基準において「トンネル構造による河川は、設計流量の流水の作用に対して安全であり、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい影響を及ぼさず、(略)」と規定されており、仮に河川敷の下に放水路を設置する場合は、最深の河床高、洪水時の局所洗掘を考慮し、河川管理施設や橋梁等の構造物に影響を及ぼさないような深さに放水路を設置する必要があります。 ・また、ご意見の放水路は、延長が約3.6km程度の放水路をとりますが、ご提案にあったように「吐口を傾斜させて河川敷上に開口」しようとした場合、吐口に近づくほどトンネルの深さが浅くなっていくことから、場合によっては付近の河岸及び河川管理施設等の構造物に影響を及ぼす可能性があります。 ・このような点を考慮すると、治水対策案④～⑧案として立案している5つの放水路の案のうち、呑口、吐口の地点がほぼ同じで、延長が約3.4kmとなる治水対策案⑤が、ご提案の趣旨に相当する対策案と考えています。 ・半造川の埋津橋から下流区間については、本明川水系河川整備計画（平成17年3月策定）において、引堤及び橋梁の改築等を実施することとしており、鋭意、事業を実施しているところで

表 6.2-5

寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2. 治水対策について (続き)		
ダム案以外の対策案に関するご意見		
	<p>【河道の改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> 治水対策案は、「河道の掘削」、「引堤」、「堤防のかさ上げ」などから本明川沿川の地域・地形等の状況を考慮し、区間に応じた最適な対策を立案すべき。 将来、ダムができると言った安易な考えは無くし、早急に治水対策を進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されており、これに基づいて、「本明川ダムを含む治水対策案」と「本明川ダムを含まない治水対策案」の検討を行っています。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「治水対策案は、以下の1)~26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせさせて検討する」とされており、「本明川ダムを含まない治水対策案」においては「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」より、「治水対策案は、以下の1)~26)を参考にして、幅広い方策を組み合わせさせて検討する (略) 3)遊水池 (略)、4)放水路、(略) 5)河道の掘削、(略) 6)引堤、(略) 7)堤防のかさ上げ、(略) 9)決壊しない堤防、(略) 10)決壊しづらい堤防、(略) 13)雨水貯留施設、(略) 14)雨水浸透施設」と規定されており、「本明川ダムを含まない治水対策案」においては、上記の26方策を組み合わせることにより、幅広く16案を立案しています。 河道の対策により対応する方策については、縦断勾配等の地形状況や背後地の地域状況、構造物の状況等をふまえ、区間のすべてにおいて「河道の掘削」がコスト的にもっとも優位と考えています。 なお、第1回検討の場資料では、河道の対策により対応する方策の中でコスト的にも最も優位と想定される「河道の掘削」「放水路」により洪水を分流させる事により対応する方策、「遊水池等」によりできるだけ洪水を貯留する方策、「雨水貯留施設等」によりできるだけ雨水の河川への流出を抑制する方策、「宅地かさ上げ等」により家屋等の浸水を防御する方策とを組み合わせさせて治水対策案を立案しています。 本明川では本明川ダム建設事業の検証期間中も検証後も、着実に河川整備計画に位置づけた河川改修を進めていきます。

表 6.2-6

寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2. 治水対策について (続き)		
ダム案以外の対策案に関するご意見		
	<p>【遊水地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本明川本流の負荷低減・河床浚渫・遊水池等複数を組み合わせるしかない。 ・大村湾などへのバイパスよりも一時的なオーバーフロー水を遊水池に導くことを主眼に検討願いたい。 ・本明川ダムと同等の治水能力を補完する前提に「本明川の長崎県管理区間については河川水位が堤防高を超えない。」とする方針があるが、当該地域を遊水地用の地域として活用すべき。 <p>【放水路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今の本明川の能力を地道な改修工事や他のアイデア（新しい放水路など）で高めれば、昭和32年クラスの雨量に対応することも可能ではないか。 ・市民にとっても馴染みのある現本明川の現状を最も維持できる治水対策である「分流対応案⑧放水路（鈴田川ルート）＋河道掘削」を支持したい。 <p>【雨水貯留施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中流域への雨水浸透施設等の設置などの雨水を地下に戻す対策を都市計画と合わせて実施し、本明川への負荷を軽減すべき。 <p>【決壊しない堤防、決壊しづらい堤防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「決壊しない堤防」「決壊しづらい堤防」はいずれも「河道・流域管理、災害時の被害軽減の観点から全てに共通の方策」に位置付けるのが適当。 <p>【森林の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が求める「森林の保全」の機能の記述があるが、すでに各保安林の対策ができていくかの如き記述である。諫早市農水部の資料では圧倒的多数が針葉樹の民有林であり、涵養能力も著しく劣る代物である。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在でも長崎本線の鉄橋がかかる本明川の上流では、竹林や立ち木、ヨシ原が茂り管理が十分とは言えません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊水地案については、本明川の長崎県管理区間に遊水地を設置することとして、形式、容量の異なる案として治水対策案⑩～⑬の4案を立案しており、ご意見の趣旨に該当する治水対策案であると考えています。 ・なお、抽出した対策案については「ダム事業の検証にかかる検討に関する再評価実施要領細目」に示された7つの評価軸で評価を行うこととしております。 ・放水路案については、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、治水対策案④～⑧案のルート、規模が異なる5つの案を立案しています。 ・なお、抽出した対策案については「ダム事業の検証にかかる検討に関する再評価実施要領細目」に示された7つの評価軸で評価を行うこととしております。 ・本明川への負担軽減策として、本明川流域内の家屋を対象とした雨水浸透施設や学校、公園などへの雨水貯留施設の設置を含む案として治水対策案⑭案、⑯案を立案しています。このため、治水対策案⑭案、⑯案はご意見の趣旨に該当する治水対策案であると考えています。 ・なお、抽出した対策案については「ダム事業の検証にかかる検討に関する再評価実施要領細目」に示された7つの評価軸で評価を行うこととしております。 ・「決壊しない堤防」、「決壊しづらい堤防」については長大な堤防となり、経済的、社会的な課題を解決する必要があります。仮に、計画高水位でも決壊しない技術が確立されれば河道の流下能力を向上させることができます。また、「決壊しづらい堤防」に関しては堤防が決壊する可能性が残り流下能力の確実な向上を見込むことは困難であるため今後も調査研究が必要となっております。 ・森林の保全については「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「森林面積を増加させる場合や顕著な地表流の発生が見られるほど荒廃した森林を良好な森林に誘導した場合、洪水流出を低下させる可能性がある。（略）」とされており、森林の保全により雨水浸透機能を保全し流域管理の観点から推進を図る努力を継続するものとしてすべての治水対策案において共通の方策として見込んでいます。 ・頂いた貴重なご意見は、今後の維持管理の参考にさせていただきます。

表 6.2-7

寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
3. 流水の正常な機能の維持対策について		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渇水時公園堰の下流にはほとんど水が流れていない一定水量の流れは必要だ。 ・ 本明川はまさに諫早の自然のシンボルと言えるでしょう。市民のためにも自然の景観を残し、自然の生態系が下流から上流までつながるような生きた川として維持管理していただきたい。 ・ 貯水池及びため池は、例えば田井原・小野の耕作放棄地なども中心にして動力使用も視野に入れて、想定される範囲を広める。 ・ 既設ダムのかさ上げは避けて、堆砂等を適切な除去も含めた既設ダムの再開発を行い、貯水能力の回復と維持に努めるのが適当。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の本明川ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・ 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の流水の正常な機能の維持対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されており、これに基づいて、「本明川ダムを含む流水の正常な機能の維持対策案」と「本明川ダムを含まない流水の正常な機能の維持対策案」の検討を行っています。 ・ 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「iv) 流水の正常な機能の維持からの検討（略）検討に当たっては、必要に応じ、i) の利水代替案（略）を参考にする。」「利水対策としては以下の1)～4)で示すとおりである。利水代替案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる検討する。」と規定されており、「本明川ダムを含まない流水の正常な機能の維持対策案」においては上記の方策を組み合わせることにより、幅広く17案を立案しています。 ・ 河道外貯留施設及びため池については、対策案(1)、(2)、(12)～(17)案として立案していますが、立案に当たっては、コストの観点から候補地を自然流下により送水可能な箇所として、補給地点より上流側を対象として遊水地の位置を決定しております。 ・ ダムの再開発案は、流水の正常な機能の維持対策案(4)～(17)として、ダムのかさ上げ、既設ダムの掘削、容量買取りを組み合わせる立案しており、そのうちご指摘の趣旨に相当する対策案は、流水の正常な機能の維持対策案(6)～(8)および(13)～(15)の貯水池内の掘削に相当すると考えております。

表 6.2-8

寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
4. 新規利水について		
	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎市など2市2町へ1日2万2千トン給水計画も、水あまりの人口減少なのに「計画先にある」に見える。 ・諫早市において利水面でダムが必要とは、あまり聞いたことがない。長崎地区に供給するという話もある。よって諫早に大きなダムを造るとするのは納得出来ない。 ・長崎県南部広域水道整備計画（平成11年10月策定）は現在も改訂計画決定はなされておらず、利水計画が確定しないままでの本明川水系河川整備計画（平成17年3月策定）は本当に整備計画と言えるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「個別ダムの検証における新規利水の観点からの点検に当たっては、まず、検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意志があるか、開発量として何m³/s 必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要の点検・確認を要請する。その上で、（略）必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されております。 ・これに基づき、平成22年12月に利水参画者である長崎県南部広域水道企業団に利水参画意志の確認を要請し平成25年5月に本明川ダムへの参画意志が無い旨の回答がなされたところがあります。これにより本明川ダムの目的から水道用水の確保を除外する予定としております。 ・本明川水系河川整備計画については、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」に沿って検証の対象となるダム事業の対応方針等の決定後にその結果に応じ変更等の手続きを行うこととしております。

表 6.2-9

寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 32 年以来、地道な補強、掘削工事により本明川の本流があふれたことはない。近年の出水による被害は支流の小さな川があふれた内水被害であり、これにはダムとは別の対策が必要。 ・調整池の存在により本明川の排水能力の障害が発生し防災に寄与しないのでないか。 ・調整池ができたことにより風景や水質が悪くなっている。 ・2011 年の東日本大震災では日本が自然災害の多い危険な場所であることを思い知らされたが、日本では、毎年、異常気象により台風や予想不可能な大雨による大災害に見舞われている。 ・S32 年の水害や長崎水害での教訓（土砂くずれ）等をふまえたハザードマップとサイレンや避難場所、避難建物の見直した施策をお願いしたい。 ・年度末、年度始めの多忙な時期の意見公募は誠に謹んで頂きたい。 ・過去に開催された環境評価検討委員会において、適切な検討が行われているのか疑問を感じる。 ・長崎県下の漏水率は他県に比べると高く節水努力も建前だと思われる。 ・説明資料および意見募集の様式がわかりづらく、誤解を招き回答を誘導するものとなっている。 ・住民との共存のスタンスを取り戻し、真摯な対応を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本明川においては、昭和 57 年 7 月洪水において、本明川右岸 3k200 付近（諫早市仲沖町）で溢水しています。 ・内水対策に対するご指摘については今後の参考とさせていただきます。なお、本明川本川の治水対策による本川水位の低減によっても内水被害の軽減につながると考えております。 ・本明川水系河川整備計画（平成 17 年 3 月策定）は、諫早湾干拓事業（平成 14 年 6 月事業計画変更）を考慮した上で策定しております。 ・パブリックコメントにおいて頂いた皆様方の多様な意見については、今後の河川整備において参考とさせていただきます。また、今後とも丁寧な説明に努めて参ります。

6.3 意見聴取

「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」について学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施する予定。

また、これらを踏まえて「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長及び関係利水者からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.1 学識経験を有する者からの意見聴取

河川に関し学識経験を有する者からの意見聴取を実施し、その結果について記述する予定。

6.3.2 関係住民からの意見聴取

関係住民からの意見聴取を実施し、その結果について記述する予定。

6.3.3 関係地方公共団体の長からの意見聴取

関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.4 事業評価監視委員会からの意見聴取

事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。